

IV. 資料（調査票）

平成25年 労働条件実態調査(質問用紙)

【調査についてのお願い】

平素は本県の労働行政の推進につきまして、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、滋賀県では、無作為で抽出した県内1,000の民営事業所を対象として、そこで雇用されている労働者の方々の労働条件を明らかにすることにより、雇用管理等の改善と労使関係の安定を図るための基礎資料を得ることを目的に「労働条件実態調査」を実施しております。

無作為抽出の結果、貴事業所を調査対象とさせていただきたいと思っております。御多忙中のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解いただき、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、御協力いただきました事業所で希望される方には、調査結果をまとめた「平成25年版滋賀県の労働条件」を送付させていただきます。

平成25年7月

事業主各位

滋賀県商工観光労働部長 羽泉 博史

【記入にあたってのお願い】

1. 企業全体ではなく、この調査票の送付先である **貴事業所のみ**の状況についてご記入ください。(調査対象が本店となっている場合は、本店のみについてご記入ください。)
なお、貴事業所のみで判断できない項目や把握できない項目については、お手数ですが本店等にご確認のうえ回答してください。
2. 調査時点は特に断りのない限り **平成25年(2013年)6月30日現在**です。
3. この調査でいう「制度」とは、労働協約、就業規則等に明示されているものだけでなく、多年にわたる実績があり、現在、慣行として行われているものも含まれます。現在の慣行が就業規則等に明示されているものと異なっている場合には、現在の慣行の方についてご記入ください。
4. この調査で回答された事項については、統計以外の目的に使用したり、内容を他に漏らしたりすることは **絶対にありません**ので、ありのままをご記入ください。
5. 回答につきましては、**別添の回答用紙にご記入ください**。ご記入いただきましたら、**7月31日(水)までに同封の返信用封筒(切手不要)に入れて投函**願います。
6. 事業所を閉鎖されたり、休業中の場合は、お手数ですがご連絡願います。

お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課
労政福祉担当：中川、酒居
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL：077-528-3751

※調査結果をまとめた冊子の送付をご希望の方は、回答用紙の所定の欄に○印をつけてください

【基本事項】

設問〇１．貴事業所の事業内容は何ですか。

※企業全体ではなくこの調査票をお送りしている事業所の事業内容を記入してください。
※２つ以上該当する場合は、主たる業務を一つだけ選んでください。

《事業内容》

- １．建設業
- ２．製造業
- ３．運輸業（倉庫業など、運輸に付帯するサービス業を含む）・通信業
- ４．卸売・小売業
- ５．金融・保険業
- ６．飲食店、宿泊業
- ７．医療、福祉
- ８．教育、学習支援業
- ９．サービス業（駐車場業、娯楽業、自動車整備業、廃棄物処理業、宗教を含む）

設問〇２．貴事業所の正規社員・正規職員、非正規社員・非正規職員および派遣労働者はそれぞれ何人ですか。回答用紙の所定欄にご記入ください。該当する方がいない場合は〇を記入してください。

※企業全体ではなく、この調査票をお送りしている事業所について回答してください。

※非正規社員・非正規職員とは、「パートタイマー」「アルバイト」「契約社員」「臨時社員」など呼び方は異なっても、正規社員・正規職員としてあてはまらない場合に該当します。なお、「派遣労働者」は除いてください。

《労働者数》

	正規社員・正規職員数	非正規社員・非正規職員数	派遣労働者数
男性	人	人	人
女性	人	人	人
合計	人	人	人

設問03. 貴事業所において係長以上の管理職はそれぞれ何人ですか。回答用紙の所定欄にご記入ください。該当する方がいない場合は0を記入してください。

《管理職者数》

	役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職
男性	人	人	人	人
女性	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

※管理職には企業の組織形態の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。

※部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職については、どの役職に該当するか適宜判断してください。

【労働組合】

設問04. 貴事業所には、労働組合がありますか。

《労働組合が》

1. ある → 設問05へ
2. ない → 設問06へ

※ 設問04で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問05. 労働組合には、正規社員・職員以外の従業員も加入していますか。

《正規社員・職員以外の従業員も》

1. 加入している
2. 加入していない

【休日・休暇制度】

※休日・休暇制度については、正規社員・職員を対象とします。正規社員・職員がおられない事業所についてはこの項目は記入不要です。→設問11へ

設問06. 貴事業所の就業規則等による週休制は、どのような形態ですか。

《週休制の形態》

1. 週休1日制
2. 週休1日半制
3. 完全週休2日制
4. その他の週休2日制（月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制）
5. その他（月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いもの）

設問07. 貴事業所の年間休日総数は何日ですか。

※就業規則等で年間休日総数を定めていない場合には、最も多くの正規社員・職員に適用されている休日数を選んでください。

《年間休日総数》

1	2	3	4	5	6	7	8
60日	70日	80日	90日	100日	110日	120日	130日
	～	～	～	～	～	～	
以下	79日	89日	99日	109日	119日	129日	以上

設問08. 貴事業所の最近1年間の年次有給休暇の付与および取得状況について、正規社員・職員1人当たりの平均日数を回答用紙の所定欄に記入してください。

※「最近1年間」とは、年休を付与する区切りとしている期間（年休年度）で、平成25年6月30日までに終了したものとします。

※「平均付与日数」は当該年度内に新たに付与された年次有給休暇の日数の平均です（繰越日数は除く）。

※「平均取得日数」は実際に取得した年次有給休暇の日数の平均です。

※年度の途中で入・退社された方は除いてください。

※小数点以下第1位を四捨五入してください。

《1年間の年次有給休暇》

平均付与日数

（繰越分を除く）

日

平均取得日数

日

設問09. 貴事業所では、年次有給休暇を時間単位もしくは半日単位で取得する制度がありますか。

《年次有給休暇の取得単位》

1. 時間単位の取得を認めている
2. 半日単位の取得を認めている
3. 時間単位・半日単位の両方の取得を認めている
4. いずれも認めていない

設問10. 貴事業所の就業規則等で定められている、年次有給休暇以外の有給休暇制度をすべて選んでください。

《その他の休暇制度（複数回答）》

1. リフレッシュ休暇
2. ボランティア休暇
3. メモリアル休暇
4. 夏季休暇
5. 教育訓練休暇
6. 学校等行事休暇
7. 妻が出産した場合の夫の休暇
8. その他
9. 特にない

※「リフレッシュ休暇」とは、職業生活の節目に労働者のリフレッシュを目的として勤続年数など一定の要件に合致する労働者に付与する有給の連続休暇をいいます。

※「ボランティア休暇」とは、各種の社会貢献活動を行う労働者に付与する有給の休暇をいいます。

※「メモリアル休暇」とは、本人の誕生日や結婚記念日など記念になる日に付与する有給の休暇をいいます。

※「夏季休暇」とは、一般的に7～9月の夏季の期間に与えられる有給の休暇をいいます。

※「教育訓練休暇」とは、職業人としての資質の向上、その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に与えられる有給の休暇をいいます。

※「学校等行事休暇」とは、労働者の子の在籍する学校等が実施する行事（入学式など）であって、その子に係るものに出席する場合に与えられる休暇をいいます。

【労働時間】

設問 1 1. 貴事業所では労働時間短縮のための取組みを実施していますか。該当する番号をすべて選んでください。

《労働時間短縮のための取組み（複数回答）》

1. 所定内労働時間の短縮
2. 所定外労働時間の削減
3. 週休制の改善
4. 年次有給休暇の付与日数の増加
5. 年次有給休暇の計画的付与の実施
6. 変形労働時間制の導入・活用
7. 連続休暇制度の導入・拡大
8. ノー残業デー、ノー残業ウィークの設定
9. その他
10. いずれも実施していない

設問 1 2. 貴事業所では、労働時間、休日および年次有給休暇等の課題について、労使の話し合いの機会を設けていますか。話し合いの機会には、労働時間等設定改善委員会の設置、プロジェクトチームの組織化、労働組合との定期協議の実施、労使懇話会の開催等も含めるものとします。

《労使の話し合いの機会を》

1. 設けている
2. 設けていない

【育児・介護休業制度】

※育児・介護休業制度については、特に断りのない限り正規社員・職員と非正規社員・職員を含めた従業員について回答してください。

設問 1 3. 貴事業所において、過去 2 年間（平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）に従業員（正規社員・職員および非正規社員・職員）またはその配偶者で出産された人がいましたか。過去 2 年間に出産した女性、または配偶者が出産した男性の数を回答用紙に記入してください。また、そのうち平成 25 年 6 月 30 日までに育児休業を開始した人の数を男女別に回答用紙に記入してください。なお、該当する方がいない場合は、0 を記入してください。

《出産者数（または配偶者が出産した人の数）》

出産した女性

--	--	--

人

配偶者が出産した男性

--	--	--

人

《うち育児休業を開始した人の数》

女性

--	--	--

人

男性

--	--	--

人

設問 1 4. 貴事業所では就業規則等に、育児休業制度の定めがありますか。

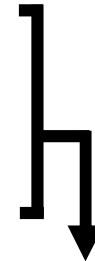
《育児休業制度の定めが》

1. ある
2. ない

設問 15. その他育児のために就業規則等により定めている制度がありますか。正規社員・職員および非正規社員・職員のそれぞれについて、該当する番号をすべて選んでください。

《その他育児のための制度（複数回答）》

	正規社員・職員	非正規社員・職員
育児のための短時間勤務制度	1	1
所定外労働の免除	2	2
育児のためのフレックスタイム制	3	3
始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	4	4
事業所内託児施設	5	5
休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供	6	6
育児休業中または復帰前後の講習等の実施	7	7
育児休業中の給与等の全部または一部を支給	8	8
育児休業期間中の生活資金等の貸付制度	9	9
その他	10	10
特になし	11	11



「1」～「5」のいずれかに
該当する場合は設問 16へ
「1」～「5」のいずれにも
該当しない場合は設問 17へ

※ 設問 15で「1」～「5」のいずれかを選んだ事業所のみ回答してください。

設問 16. 設問 15の「1」～「5」の制度を利用できる期間はいつまでとされていますか。該当する制度ごとに番号を選んでください。

4歳など、3歳と小学校就学との間にしている場合

《制度の最長取得期間》

	満1歳に達するまで	満1歳を超え満3歳未満	満3歳に達するまで	満3歳を超え小学校就学前の一定年齢に達するまで	小学校就学の始期に達するまで	左記を超える期間
短時間勤務制度	1	2	3	4	5	6
所定外労働の免除	1	2	3	4	5	6
フレックスタイム制	1	2	3	4	5	6
始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	1	2	3	4	5	6
事業所内託児施設	1	2	3	4	5	6

設問 17. 貴事業所では就業規則等に子の看護休暇制度の定めがありますか。

※「子の看護休暇」とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対して、負傷や疾病にかかった子どもを世話するために与えられる休暇で、労働基準法による年次有給休暇とは別のものです。

《子の看護休暇制度が》

1. ある →設問 18へ
2. ない →設問 19へ

※ 設問 17で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問 18. 子の看護休暇を 1 年間に利用できる日数は従業員 1 人につき最大で何日ですか。子どもが 1 人の場合および 2 人以上の場合のそれぞれについて該当する番号を選んでください。

《最大利用可能日数》

	1～4日	5日	6～9日	10日	11日以上	上限なし
子どもが 1 人の場合	1	2	3	4	5	6
子どもが 2 人以上の場合	1	2	3	4	5	6

設問 19. 貴事業所では就業規則等により、介護休業制度の定めがありますか。

《介護休業制度の定めが》

1. ある
2. ない

設問 20. 過去 2 年間（平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）の介護休業制度の利用状況はどうでしたか。現在事業所に規定がなく、従業員からの申し出により育児・介護休業法に基づき介護休業を取得させている事業所もお答えください。

《介護休業制度の利用実績》

1. 利用実績なし
2. 女性のみ利用実績あり
3. 男性のみ利用実績あり
4. 男女とも利用実績あり

設問 2 1. その他介護のために就業規則等により定めている制度がありますか。該当する番号をすべて選んでください。

《その他介護のための制度（複数回答）》

1. 介護のための短時間勤務制度
2. 介護のためのフレックスタイム制
3. 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
4. 介護要員の派遣・あっせん
5. 介護費用の貸付・補助
6. 介護休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供
7. 介護に関する情報提供・相談
8. 介護休業中の生活資金等の貸付制度
9. その他
10. 特になし

設問 2 2. 貴事業所では、妊娠、出産もしくは育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度はありますか。制度がある場合は、該当する番号をすべて選んでください。

《再雇用制度（複数回答）》

1. 正規社員・職員として退職したものを正規社員・職員として再雇用
2. 正規社員・職員として退職したものを非正規社員・職員として再雇用
3. 非正規社員・職員として退職したものを正規社員・職員として再雇用
4. 非正規社員・職員として退職したものを非正規社員・職員として再雇用
5. 再雇用制度はない

【多様な働き方】

設問 2 3. 貴事業所では雇用形態を転換する制度がありますか。非正規社員・職員から正規社員・職員への転換および正規社員・職員から非正規社員・職員への転換それぞれについて、該当する番号を選んでください。

《雇用形態の転換制度》

	制度があり、 実際例もある	制度はあるが、 実際例はない	制度はないが、 実際例はある	制度も実際例も ない
非正規社員・職員から 正規社員・職員へ	1	2	3	4
正規社員・職員から 非正規社員・職員へ	1	2	3	4

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）経営】

設問24. 貴事業所において、対応すべき経営課題として認識しているものは何ですか。あてはまる番号をすべて選んでください。

《対応すべき経営課題（複数回答）》

1. 仕事の生産性が低い
2. 優秀な人材の確保が困難である
3. 従業員の定着率が低い
4. 従業員がイキイキとしていない
5. 従業員の心身の健康
6. 出産・育児を機に女性従業員が退職してしまう
7. 介護のために従業員が退職してしまう
8. 従業員のニーズに合った労働時間制度が整備されていない
9. 過重労働が常態化している
10. 在宅勤務などの柔軟な働き方、多様な人材に対応できない
11. その他
12. 特にない

設問25. 貴事業所では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関してどのような取組みを実施していますか。また、現在は実施していないが今後実施したい取組みはありますか。それぞれについて、あてはまる番号をすべて選んでください。

《ワーク・ライフ・バランスに関する取組み（複数回答）》

	実施している	現在は実施していないが今後、実施したい
労働時間削減の取組み	1	1
年次有給休暇取得推進	2	2
従業員の心身の健康支援	3	3
従業員の自己啓発支援	4	4
出産・育児支援	5	5
介護支援	6	6
在宅勤務などの多様な働き方支援	7	7
従業員の地域活動支援	8	8
家族への職場紹介・参加等	9	9
その他	10	10
特にない	11	11

「実施している」の「1」～「10」のいずれかに該当する場合は設問26へ
「実施している」で「11」を選んだ場合は設問27へ

※ 設問25で「実施している」の「1」～「10」のいずれかを選んだ事業所のみ回答してください。

設問26. ワーク・ライフ・バランスに関する取組みは、貴事業所の経営に関してどのような効果がありましたか。あてはまる番号をすべて選んでください。

《ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果（複数回答）》

1. 仕事の生産性が向上した
2. コストが削減できた
3. 会社のイメージが向上した
4. 従業員の仕事への意欲が向上した
5. 会社に対する満足度が向上した
6. 従業員の心身の健康が向上した
7. 従業員の時間管理能力が向上した
8. 女性従業員の定着率を高めた
9. 男性従業員の定着率を高めた
10. 従業員の採用に効果があった
11. その他
12. 特にない

【メンタルヘルスケア（心の健康対策）】

※メンタルヘルスケア（心の健康対策）については、正規社員・職員と非正規社員・職員を含めた従業員について回答してください。

設問27. 貴事業所では従業員に対してメンタルヘルスケアを実施していますか。

《メンタルヘルスケア（心の健康対策）を》

1. 実施している → [設問28へ](#)
2. 実施していない → [設問29へ](#)

※ [設問27で「1」と答えた事業所のみ回答してください。](#)

設問28. どのような方法でメンタルヘルスケア（心の健康対策）を実施していますか。該当する番号をすべて選んでください。

《メンタルヘルスケア（心の健康対策）の実施方法（複数回答）》

1. 専門家によるカウンセリング
2. 定期健康診断における問診
3. 職場環境の改善
4. 従業員に対する教育研修、情報提供
5. 従業員が日常的に接する管理監督者に対する教育研修、情報提供
6. 事業所内の産業保健スタッフ、人事労務担当者に対する教育研修、情報提供
7. その他

【パートタイム労働者】

「パートタイム労働者」を雇用しておられない事業所につきましては以下の回答は不要です。
お忙しいなかご協力をいただきありがとうございました。

設問 29. パートタイム労働者を雇用している理由としてあてはまるものをすべて選んでください。

《パートタイム労働者を雇用している理由(複数回答)》

1. 生産(販売)量の増減に応じて雇用調整が容易にできるため
2. 季節的に繁忙な時期があるため
3. 1日のうち多忙な時間帯に対応するため
4. 一般労働者の就業時間の前後や休憩時間中の作業を補うため
5. 人件費が割安であるため
6. 仕事の内容がパートタイム労働者で間に合うため
7. 一般労働者の採用が困難なため
8. 定年に達した者の再雇用・勤務延長のため
9. 結婚、出産等で退職した者の再雇用のため
10. その他

設問 30. パートタイム労働者の就業規則はどのように定められていますか。あてはまるものを一つ選んでください。

《パートタイム労働者の就業規則》

1. パートタイム労働者独自の就業規則がある
2. 一般労働者の就業規則にパートタイム労働者の規定が盛り込んである
3. 一般労働者の就業規則を準用している
4. その他
5. パートタイム労働者に適用する就業規則・規定はない

設問 31. パートタイム労働者を採用する際に、労働条件をどのように伝えていきますか。最も多くのパートタイム労働者に適用されている方法を一つ選んでください。

《労働条件の明示方法》

1. 労働条件通知書等の交付
2. 就業規則の交付
3. 口頭による説明
4. 明示していない

設問 3 2. 貴事業所では、一般労働者と職務の内容がほとんど同じであるパートタイム労働者がいますか。

《職務内容が同じパートタイム労働者が》

1. いる → 設問 3 3 へ
2. いない → 設問 3 5 へ

※ 設問 3 2 で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問 3 3. 職務の内容が一般労働者とほとんど同じであるパートタイム労働者の 1 時間あたりの賃金額と一般労働者の 1 時間あたりの賃金額に差を設けていますか。

《1 時間あたりの賃金額の差》

1. パートタイム労働者の方が低い → 設問 3 4 へ
2. パートタイム労働者の方が高い → 設問 3 5 へ
3. 差を設けていない

※ 設問 3 3 で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問 3 4. 職務の内容が一般労働者とほとんど同じであるパートタイム労働者の 1 時間あたりの賃金額が、一般労働者の 1 時間あたりの賃金額より低いのはなぜですか。該当する番号をすべて選んでください。

《パートタイム労働者の方が低い理由（複数回答）》

1. 勤務時間の自由度が違うから
2. 残業の時間、回数が違うから
3. 一般労働者の方が責任が重いから
4. 一般労働者には転居を伴う異動があるから
5. 転居を伴う異動はないが、人事異動の幅や頻度が違うから
6. 一般労働者には企業への貢献がより期待できるから
7. 一般労働者の賃金を引き下げることはいできないから
8. 期間の定めのある契約であるから
9. その他

設問35. パートタイム労働者に適用される諸制度について該当するものをすべて選んでください。

《パートタイム労働者に適用される諸制度（複数回答）》

1. 年次有給休暇制度
2. 生理休暇制度
3. 産前産後休業制度
4. 育児休業制度
5. 介護休業制度
6. 特別給与（賞与、ボーナス、一時金）制度
7. 退職金制度
8. 上記の制度はない

設問36. 労働契約法改正によって、有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込により期間の定めのない労働契約に転換できるようになりました（平成25年4月1日施行）。このことを受けて、パートタイム労働者の雇用について今後どのように考えていますか。

※通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約から対象になります。

《パートタイム労働者を今後》

1	2	3	4
増やしていきたい	従来どおり	減らしていきたい	未定

設問は以上です。お忙しいなかご協力ありがとうございました。

秘

平成25年労働条件実態調査(回答用紙)

(記入不要)

No.

事業所名(送付先の事業所)		
〒	資本金	万円
所在地	従業員数合計 (本社・支社など含む) 人	
担当者 所属・氏名	冊子の送付を希望する 場合はこの欄に○印を ご記入ください ⇒	
電話番号 ()		

あらかじめ番号が記入されている箇所については、該当する番号に○をしてください。それ以外の箇所については該当する番号または実数を記入願います。

設問01 事業内容は

設問02	正規社員・職員数	非正規社員・職員数	派遣労働者数
男性	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
女性	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
合計	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

設問03	役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職
男性	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
女性	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
合計	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

設問04 労働組合が

設問05 正規社員・職員以外の従業者も

設問06 週休制の形態

設問07 年間休日総数

設問08 1年間の年次有給休暇 平均付与日数 (繰越分を除く) 日

平均取得日数 日

設問09 年次有給休暇の取得単位

設問10 その他の休暇制度(複数回答) 1 2 3 4 5 6 7 8 9

設問11 労働時間短縮のための取組み(複数回答) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

設問12 労使間の話し合いの機会

設問13 出産者数(または配偶者が出産した人の数) 出産した女性 人 配偶者が出産した男性 人

うち育休を開始した人の数 女性 人 男性 人

設問14 育児休業制度の定めが

設問15 その他育児のための制度(複数回答)

正規社員・正規職員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
非正規社員・非正規職員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

設問16 制度の最長取得期間

短時間勤務制度	<input type="checkbox"/>	所定外労働の免除	<input type="checkbox"/>	フレックスタイム制	<input type="checkbox"/>	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	<input type="checkbox"/>	事業所内託児施設	<input type="checkbox"/>
---------	--------------------------	----------	--------------------------	-----------	--------------------------	-----------------	--------------------------	----------	--------------------------

設問17 子の看護休暇制度が

設問18 最大利用可能日数

子どもが1人

子どもが2人以上

設問19 介護休業制度の定めが

設問20 介護休業制度の利用実績

設問21 その他介護のための制度(複数回答)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

設問22 再雇用制度(複数回答)

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

設問23 雇用形態の転換制度

非正規から正規

正規から非正規

設問24 対応すべき課題(複数回答)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

設問25 ワーク・ライフ・バランスに関する取組み(複数回答)

実施している
今後、実施したい

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----

設問26 ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果(複数回答)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

設問27 メンタルヘルスケアを

設問28 メンタルヘルスケアの実施方法(複数回答)

1	2	3	4	5	6	7
---	---	---	---	---	---	---

設問29 パートタイム労働者を雇用する理由(複数回答)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

設問30 パートタイム労働者の就業規則

設問31 労働条件の明示方法

設問32 パートタイム労働者の職務内容

設問33 1時間あたりの賃金の差

設問34 パートタイム労働者の賃金が低い理由

1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---

設問35 適用される諸制度等

1	2	3	4	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---

設問36 パートタイム労働者を今後

※お忙しいところご協力をいただきありがとうございました